6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masahumi Mori Director General of the Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Superstructure and Substructure of the Aoyama bridge in Yoka Hidaka Road
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 26 January 2015
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 13 April 2015 (tenders brought along 12 : 00 P.M. (noon) 13 April 2015 or tenders submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 13 April 2015)
⑹　Contact point for tender documentation : Tomoyuki Maenou the Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 26 年 12 月 19 日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局副局長　池田　　薫
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28
○第 16 号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　神戸港六甲アイランド地区岸壁（－16m）（ＲＣ－７）耐震改良等工事（第２工区）
⑶　工事場所　神戸市東灘区向洋町東地先
⑷　工事内容　本工事は、神戸港六甲アイランド地区岸壁（－16m）（ＲＣ－７）の構造物撤去工、土工、陸上地盤改良工、上部工、付属工、舗装工、雑工及びその他を施工するものである。
⑸　工期　契約締結の日から平成27年９月30日まで
⑹　使用する主要な資機材　地盤改良材　１式、アスファルト合材　１式、地盤改良機械、アスファルト舗装機械
⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年５月31日法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
⑽　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
⑾　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）若しくは単体有資格者であること。
なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　近畿地方整備局における平成25・26年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶　近畿地方整備局における平成25・26年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること（会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　以下に定める届出（以下「社会保険等の届出」という。）の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務
⑹　平成11年４月１日以降、競争参加資格確認申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。なお、経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが同種工事の施工実績を有していればよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
㈠　特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては、次の①の施工実績を有すること。
①　陸上工事において、サンドコンパクションパイルを3,700本／件以上施工した工事
㈡　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、次の②の施工実績を有すること。
②　陸上工事において、サンドコンパクションパイルを1,850本／件以上施工した工事
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時に当該工事に配置できる者に限る。ただし、法令の規定により専任での配置を義務付けられていない場合は、専任での配置を求めないものとする。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成11年４月１日以降、競争参加資格確認申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
㈠　特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては、配置予定技術者の資格及び上記⑹㈠①の同種工事の元請けとしての経験を有すること。
㈡　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、配置予定技術者の資格及び次の③の同種工事の元請けとしての経験を有すること。
③　陸上工事において、サンドコンパクションパイルを施工した工事